

事前評価書		年度	R7
		整理番号	
事業名・路線名等		(単)道路改良事業 主要地方道 三重弥生線	事業主体 大分県
所在地		佐伯市 本匠 大字 山部 (山部4工区)	
事業概要	事業の目的	・幅員狭小、線形不良区間の解消による通行車両の走行性、安全性の向上	
	事業内容	【計画延長・幅員】 計画延長L=870m、整備延長L=330m(現拡)、W=4.0(5.0)m 【道路区分】 第3種第5級 【設計速度】 V=20km/h 【現況幅員・交通量】 最小幅員W=3.5m 交通量 108台/日(R3センサス)	
	事業費	C=450百万円	
事業の実施計画	完成予定年	着手から7年(令和14年度)	
	事業段階毎の実施計画	1年目(R8) 測量、道路詳細設計 2年目(R9) 用地測量、用地買収 、保安林解除協議 3年目(R10) 道路工事 4年目(R11) 道路工事 5年目(R12) 道路工事 6年目(R13) 道路工事 7年目(R14) 道路工事 完成	
事業の必要性	必要性・緊急性	・沿道地区等住民の生活道路における幅員狭小、線形不良及び離合困難のため、早期な改良が求められる。	
	整備効果	・幅員狭小、線形不良及び離合困難箇所の解消による通行車両の走行性、安全性の向上。 ・地域住民の生活道路の利便性向上	
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・1.5車線の道路整備のため、費用便益分析比の算出は困難であり、道路利用状況、交通の状況等から総合的に判断	
	工法の妥当性	・道路法、道路構造令に適合した工法を採用。 ・1. 5車線の整備手法を採用し早期の事業効果発現を図る。	
	コスト縮減	・アスファルト・コンクリート・砕石は再生資材を利用する。 ・建設発生土を盛土材に利用する。	
	環境等への配慮	・地形の改変は可能な限り小さい計画としている。 ・周辺の住環境に配慮し、低騒音・低振動の建設機械を使用する。	
事業実施環境	事業の実効性	・豊後大野市から要望書提出(R7.5土木建築委員会あて) ・県道三重弥生線整備促進期成会から要望書が提出されている。	
	事業の成立性	・道路法第15条に基づき事業を実施 ・大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」、「おおいた土木未来プラン2024」、「おおいたの道構想2024」に基づき事業を実施。	
	事業の特殊性		
対応方針		・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。	